

市町村民税
年寄附分 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年 月 日 和歌山県湯浅町長 殿												
申込番号 <small>（サイトメール・受領証明書記載）</small>												
住所	〒					フリガナ		印				
						氏名						
						個人番号						
						性別		男 ・ 女				
電話番号		生年月日			T. S. H. R		年 月 日					

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注 1）上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注 2）申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 6 項（第 13 項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第 4 号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日			寄附金額			
年	月	日				円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
--	---

（注）地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条（第 1 項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者である	□
---	---

（注）地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が 5 以下であると見込まれる者をいいます。

添付書類貼り付け箇所

マイナンバー確認書類

マイナンバーカード（うら面）またはマイナンバー通知カード（おもて面）のコピーをこの枠内に貼り付けてください。
マイナンバー付住民票は A 4 コピーを同封してください。

本人確認書類

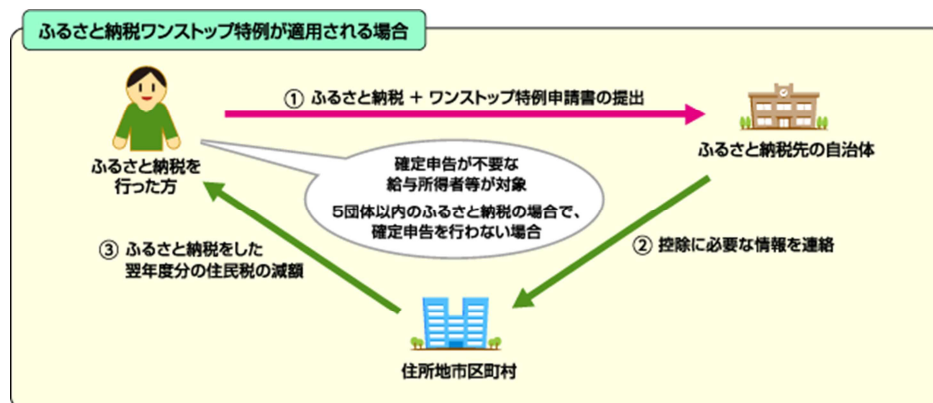
マイナンバーカード（おもて面）、運転免許証、運転履歴証明書、在留カード、特別永住者証明書のどれか 1 点のコピーをこの枠内に貼り付けてください。
パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のどれかの場合 A4 コピーを同封してください。

顔写真のない健康保険証の場合は健康保険証と年金手帳の 2 点が必要です。健康保険証を本人確認書類の欄に貼り付け、年金手帳の A4 コピーを同封してください。貼り付けられない場合は A4 コピーを同封してください。

□「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは

平成 27 年 4 月以降、確定申告の不要な給与所得者等が地方団体に寄附を行う場合に、確定申告を行わなくても税の控除を受けられる仕組みです。

この特例の適用を受ける方は、所得税での控除は発生しませんが、翌年の 6 月以降に支払う住民税から、所得税の控除分も合わせて減額されます。



出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト

□対象者

※下記の条件をすべて満たす方が対象となり、申請によりワンストップ特例の適用対象となります。

1. 寄附をする年の分の所得税について、確定申告を行う必要がない方
2. 寄附金の控除を受ける目的以外に、個人住民税の申告を行う必要がない方
3. 寄附先の地方団体の数が、1年間（1月から12月）に5か所以下である方

□ワンストップ特例の対象外となる方（確定申告が必要な方）

- ①医療費控除や住宅ローン控除（初年度）で確定申告をする方
- ②年収 2,000 万円以上を超えて給料をもらっている方
- ③寄附先が 6 自治体以上である方

※ 確定申告される方は、本申請は提出不要です。

この返信封筒でご郵送いただければ
切手代がかかりません。

【返信用封筒の作り方】

- 1.山折り線を①→②→③→④の順に山折ります。
- 2.一度開き、①のりしろ部分をのりづけします。
- 3.送付するものを中に入れます。
- 4.②のりしろ部分をのりづけします。
- 5.きちんと封かんされているかご確認ください。

①山折り

②のりしろ

①のりしろ

④山折り



差出有効期間
2023年3月
31日まで
(切手不要)

6438790

(差出人) 申請者住所氏名を記載しています
住所
氏名

和歌山県有田郡湯浅町 湯浅郵便局私書箱第3号
湯浅町役場 ふるさと振興課
ワンストップ特例申請 行

【注】本封筒は普通郵便での郵送となり
ます。郵便の到着確認が必
要な方は、特定記録等でご郵送
ください。なお、その際の郵便料は申請者
負担となりますので、必要な郵
便料の切手を貼ってください。

②山折り

②のりしろ

②のりしろ

③山折り

①のりしろ

